

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第3号

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後号とし、移動項号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人等の申請又は届出)</p> <p>第2条 法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請又は届出をしようとする者（<u>次項において「申請者等」という。</u>）が法人である場合には、<u>その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>代理者が、申請者等に代わって、法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請又は届出をしようとするときは、当該申請書又は届出書に当該申請者等の委任状（当該代理者に委任することを証する書類をいう。）又はその写しを添えなければならない。</u></p> <p>(許可事項等の変更)</p>	<p>(法人等の申請又は届出)</p> <p>第2条 法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請又は届出をしようとする者（<u>以下「申請者等」という。</u>）が法人である場合には<u>その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、個人である場合においては住所及び氏名をそれぞれ記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>建築士又は建築代理者が、申請者等に代わって、法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請又は届出をしようとするときは、当該申請書又は届出書に当該申請者等の委任状を添えなければならない。</u></p> <p>3 <u>申請者等が、未成年者、成年被後見人又は被保佐人であるときは、それぞれの法定代理人、成年後見人又は保佐人は、当該申請書又は届出書に、<u>連署しなければならない。</u></u></p> <p>(許可事項等の変更)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 第8条若しくは前条に規定する許可又は認定を受けた者は、当該許可又は認定を受けた事項を変更しようとするときは、当該許可又は認定の旨の通知書を添えて、第8条又は前条の規定に準じ改めて許可又は認定を申請しなければならない。<u>ただし、軽微な変更の場合を除く。</u></p> <p>(特定建築物の定期調査報告)</p> <p>第14条 法第12条第1項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築物で市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、待合又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、飲食店、公衆浴場（個室付浴場業に限る。）又は料理店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3階以上における当該部分の床面積の合計が100平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の報告の時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物並びに同項第3号（法別表第一の（二）の項に掲げる用途に係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものに限る。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる建築物 平成28年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</p>	<p>第10条 第8条又は前条に規定する許可又は認定を受けた者は、当該許可又は認定を受けた事項を変更しようとするときは、当該許可又は認定の旨の通知書を添えて、第8条又は前条の規定に準じ改めて許可又は認定を申請しなければならない。</p> <p>(特定建築物の定期調査報告)</p> <p>第14条 法第12条第1項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築物で市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(2) 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル（<u>屋外観覧席にあっては、1,000平方メートル</u>）を超えるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、飲食店、公衆浴場（個室付浴場業に限る。）、待合、料理店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3階以上における当該部分の床面積の合計が100平方メートル以下</u>のものを除く。）</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の報告の時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 政令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（第3号にあっては、<u>旅館又はホテルの用途に供する建築物</u>に限る。）及び第1項第1号から第3号までに掲げる建築物 平成28年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものを除く。）及び第1項第3号に掲げる建築物 平成29年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 政令第16条第1項第3号（法別表第一の（四）の項に掲げる用途に係る部分に限る。）及び第4号に掲げる建築物並びに第1項第4号及び第5号に掲げる建築物 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</p>	<p>(2) 政令第16条第1項第3号（旅館又はホテルの用途に供する建築物を除く。）及び第1項第4号に掲げる建築物 平成29年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 政令第16条第1項第4号及び第5号並びに第1項第5号に掲げる建築物 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。